

別表十(八)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

④ 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名
----------	--------	-----

別表十(八) 平二十七・四・一以後終了事業年度分

配 当 等 の 額 の 計 算	金 銭 の 分 配 の 額	1	円	配 当 可 能 利 益 の 額 の 計 算	税引前当期純利益金額	12	円
	みなし配当等の額(出資等減少分配に係る部分の金額を除く。)	2			前期繰越損失の額	13	
	小 計 (1)+(2)	3			のれんの償却額	14	
	出資等減少分配の額	4			$(14) \times \frac{80 \text{又は} 70}{100}$	15	
	同上に係るみなし配当等の額	5			負ののれん発生益の額	16	
	配 当 等 の 額 (3)-(4)+(5)	6			減 損 損 失 の 額	17	
	配 当 可 能 利 益 の 額 (7)	7			$(17) \times \frac{80 \text{又は} 70}{100}$	18	
		8			買換特例圧縮積立金個別控除額の合計額 (32の計)	19	
	(3)が(8)を超える場合の(6)の額	9			一時差異等調整積立金の積立額	20	
	所 得 金 額 合 計 (別表四「33の①」)	10			控除済負ののれん発生益の額 のうち当期加算額 (42の計)又は(45の計)	21	
	支 払 配 当 の 損 金 算 入 額 (9)と(10)のうち少ない金額)	11			買換特例圧縮積立金個別控除額 のうち当期加算額 (53の計)	22	
			一時差異等調整積立金取崩額	23			
			差引 (12)-(13)-(15)-(16)-(18)-(19)-(20) +(21)+(22)+(23) (マイナスの場合は0)	24			
			利 益 超 過 分 配 金 額	25			
			出 資 総 額 戻 入 金 額	26			
			配 当 可 能 利 益 の 額 (24)+(25)-(26)	27			

買換特例圧縮積立金個別控除額の計算			
「11」欄適用条項	28	措法・震災特例法 第 条第 項	措法・震災特例法 第 条第 項
投資法人に係る課税の特例を適用している場合			計
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の15第1項」			円
② 「区分番号」欄：「00397」			円
③ 「適用額」欄：「11」欄の金額			円

譲渡利益金額の計算				譲渡利益金額の計算			
譲渡利益金額の計算	当期において譲渡した不動産の対価の額の合計額	33	円	譲渡利益金額の計算	譲渡利益金額	37	円
	当期において譲渡した不動産の譲渡直前の帳簿価額の合計額	34			(33)-(36) (マイナスの場合は0)		
	当期において譲渡した不動産の譲渡に要した費用の額の合計額	35			控 除 限 度 割 合	38	
	計 (34)+(35)	36			$\frac{37}{36}$ (30の計) (1を超える場合は1)		

控除済負ののれん発生益の額のうち当期において配当可能利益の額に加算する金額の計算								
負ののれん発生益の発生事業年度	負ののれん発生益の額	$(39) \times \frac{\text{当期の月数}}{1,200}$	前期までの加算額の累計 (前期までの(40)の累計)	当期加算額 (40)と(39)-(41)のうち少ない金額)	不動産投資法人の特例 特定合併により移転を受けた土地等の合併時価額の総額			当期加算額 (39)× $\frac{(44)}{(43)}$
・	・	・	・	・	・	・	・	・
計								

買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期において配当可能利益の額に加算する金額の計算								
買換特例圧縮積立事業年度	不動産の種類	買換特例圧縮積立金個別控除額	前期までの加算額の累計 (前期までの(53)の累計)	差引残額 (47)-(48)	取崩額の内訳 目的取崩額	分配目的取崩額	貸借対照表に計上されている買換特例圧縮積立金	当期加算額 (49)× $\frac{(50)+(51)}{(50)+(52)}$
・	・	円	円	円	円	円	円	円
計								